

一般社団法人山形県医師会 会費賦課徴収規程

（目的）

第1条 この規程は、山形県医師会定款第7条第2項の規定に基づき、会費、入会金及び負担金（以下「会費等」という。）の賦課及び徴収について定めることを目的とする。

（会員の区分）

第2条 会員を次の通り区分し、会員は、別に定める会費算出基準内規に基づき、別表に定める会費等を納入するものとする。

（1）A会員 開業医、国及び地方公共団体等（独立行政法人及び公立を含む）の開設する医療施設並びに医療法第7条の2に規定する医療施設を除く施設の長である医師

（2）B会員 A会員、C会員及び準会員以外の医師

（3）C会員 医師法に基づく研修医

2 山形県医師会準会員規約に規定する準会員は、別表に定める会費等を納入するものとする。

3 別表の賦課額は、年度予算の状況により増減するものとする。

（会費等検討委員会）

第3条 会費等の新設又は増額並びに賦課及び徴収方法の見直し等を行うときは、会長は、会費等検討委員会に諮問し、その答申に基づき理事会で決定するものとする。

2 会長は、各郡市地区医師会長及び大学医師会長（以下「郡市地区医師会長」という。）から推薦された会員を、前項の委員会の委員に委嘱する。

3 第1項の委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

（会報購読料）

第4条 会費には、山形県医師会会報の購読料を含むものとする。

(会費の減免)

第5条 会員について、郡市地区医師会長より、疾病、出産育児、高齢その他特別の事由により、会費を減額又は免除（以下「減免」という。）することが適当と認める旨の申し出があったときは、理事会の決議を経てこれを減免することができる。

但し、高齢による会費免除は、満83歳以上とする。

(会費等の納入)

第6条 会費の納入は、原則として月割とし、毎月末日迄に納入するものとする。

2 年度の中途において新たに入会した者は、入会した日の属する月より会費を納入する。

3 年度中途において退会する者については、退会した日の属する月迄会費を納入するものとし、既納のものはこれを返戻しないものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。(平成25年4月1日)

[別表]

令和6年1月24日全理事会議決

会員及び準会員の会費等の額

会 費

1 A会員を2区分し、会費の年額は次のとおりとする。

1) A1 132,000円

(医業総収入 2,500万円未満)

2) A2 144,000円

(医業総収入 2,500万円以上)

3) 半免 66,000円

2 B会員を院長級、医長級、医員及び医育機関と4区分し、会費の年額は次のとおりとする。

1) B1 70,000円 (院長級)

2) B2 60,000円 (医長級)

3) B3 45,000円 (医 員)

4) B4(1) 45,000円 (医育機関の臨床教授、臨床准教授)

B4(2) 12,000円 (医育機関の基礎教授、基礎准教授、臨床講師、臨床助教、臨床医員、基礎助教及び基礎研究生等)

5) 半免 22,500円

3 C会員の会費の年額は6,000円とする。

4 準会員の会費の年額は6,000円とする。

ただし、医学部卒後5年間は、すべての会員区分の会費を無料とする(要申請)。